

令和3年9月17日号

# 北九州市立消費生活センター

## ヤング消費者トラブル情報 16号

# 借金するよう指示し契約を迫る トラブルに注意！



### 【相談事例1】(脱毛エステ)

100円キャンペーンで脱毛エステを体験した後、高額な脱毛エステと化粧品を合計80万円で勧誘され断り切れず分割支払で契約した。(20歳 女性)

### 【相談事例2】(FX自動売買システム)

大学の先輩に勧められ、消費者金融で50万円を借金して海外事業者のFX自動売買システムを契約したが、借金が高額で不安だ。(20歳 男性)

## ●アドバイス

### ・借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。

「みんな借りている」「すぐにお金を取り戻せる」などと言われても鵜呑みにせず借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払っても良いのかよく検討しましょう。

### ・断る際は、「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。

友人・知人から勧誘されて断りにくいと思っても、「お金がない」という断り方はやめ、不要な契約なら、「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。

### ・ウソについて借金をすることは絶対にやめましょう。

使用目的や職業、年収等についてウソについて借りるように指示されても絶対に耳を貸さないようにしましょう。

## ●2022年4月「18歳で大人」に！

未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません。同意を得ずになされた契約は取消することができます。他方、大人になると一人で契約できる反面、原則として一方的に解約することができません。

2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。

## ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、

戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188いちゃ(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん